

介護老人保健施設 高砂荘

2023.4月改定

【基本型介護保健施設 短期入所療養施設 利用料金表】

(1ヶ月30日計算)

地域区分 7級地 (1単位10.14円)

事業所番号：1050580040

個室					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	752単位/日	799単位/日	861単位/日	914単位/日	966単位/日
送迎加算	184単位/回				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1.6% (1ヶ月の総単位数に乗じた単位が加算)				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.7% (1ヶ月の総単位数に乗じた単位が加算)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	0.8% (1ヶ月の総単位数に乗じた単位が加算)				
居住費	1,668円/日				
	50,040円/月				
	1段階0円/日 2段階370円/日 3段階①370円/日 3段階②370円/日				
特別な室料 (個室費・税込)	2,100円/日				
	63,000円/月				
食事負担額	1,980円 (内訳：朝食600円 昼食720円 夕食660円)				
	59,400円/月				
	1段階300円/日 2段階390円/日 3段階①650円/日 3段階②1,360円/日				
日用品費	150円/日				
	4,500円/月				
教養娯楽費	150円/日				
	4,500円/月				
減免なし	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	205,448円	206,936円	208,899円	210,578円	212,225円
2割負担	229,456円	232,432円	236,358円	239,716円	243,010円
3段階②	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	148,508円	149,996円	151,959円	153,638円	155,285円
2割負担	172,516円	175,492円	179,418円	182,776円	186,070円
3段階①	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	127,208円	128,696円	130,659円	132,338円	133,985円
2割負担	151,216円	154,192円	158,118円	161,476円	164,770円
2段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	119,408円	120,896円	122,859円	124,538円	126,185円
2割負担	143,416円	146,392円	150,318円	153,676円	156,970円
1段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	105,008円	106,496円	108,459円	110,138円	111,785円
2割負担	129,016円	131,992円	135,918円	139,276円	142,570円

介護老人保健施設 高砂荘
【基本型介護保健施設 短期入所療養施設 利用料金表】

2023.4月改定

(1ヶ月30日計算)

地域区分 7級地 (1単位10.14円)

◆その他の加算サービス費用として加算項目に該当した場合には、追加負担金が必要となります。

・送迎加算 (片道) ご家族送迎の場合は加算になりません。		184単位/回	
・サービス提供体制強化加算Ⅰ		22単位/日	
・サービス提供体制強化加算Ⅱ		18単位/日	
・サービス提供体制強化加算Ⅲ		6単位/日	
・夜勤職員配置加算		24単位/日	
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ		34単位/日	
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ		46単位/日	
・個別リハビリテーション実施加算		240単位/日	
・療養食加算		8単位/回	
・緊急短期入所受入対応加算		90単位/日 ※7日 (事情により14日) を上限	
・緊急時施設療養費 緊急時治療管理		518単位/回 ※1月に3日を上限	
・緊急時施設療養費 特定治療		医科診療報酬点数×10円	
・認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日 ※7日を上限	
・若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	
・認知症専門ケア加算Ⅰ		3単位/日	
・認知症専門ケア加算Ⅱ		4単位/日	
・重度療養管理加算		120単位/日	
・総合医学管理加算		275単位/日 ※利用中7日を上限	
理美容代	実 費	特別な食事の提供	実 費
業者洗濯	実 費		

☆介護保険負担限度額認定者の居住費・食費 【①～③の区分は下記のほか、預貯金等により決定されます】

- ①市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者又は生活保護者
- ②市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
- ③市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超266万円未満の者